

消防予第 11 号  
平成 6 年 1 月 18 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

## 緩降機の技術上の規格を定める省令等の施行について (通知)

緩降機の技術上の規格を定める省令(平成 6 年自治省令第 2 号)及び緩降機の技術上の規格を定める省令の施行に伴う消防法施行令第 30 条第 2 項の技術上の基準に関する特例を定める省令(平成 6 年自治省令第 3 号)が平成 6 年 1 月 17 日に公布され、平成 6 年 2 月 1 日から施行することとされた。

今回の改正は、緩降機について着用具に関する規定の整備、落下衝撃降下試験、落下試験等新たに緩降機の安全性を担保するための試験の規定の追加等所要の規定の整備を目的として行われたものである。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、その運用に遺憾のないよう配慮されとともに、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしくご指導願いたい。

### 記

#### 第 1 緩降機の技術上の規格を定める省令について

1 固定式緩降機及び可搬式緩降機の構造について定められたこと。(第 3 条)

2 ベルトの一端に設けられた環(以下「リング」という。)に当該ベルトを通して生じる輪が使用者が着用することにより使用者の身体を保持する用具を着用具とし、着用具について次のように定められたこと。(第 4 条第 4 項)

- (1) 着用した場合に使用者から外れず、かつ、緩まないものであること。
- (2) 降下時に使用者が監視及び動作するうえで支障を生じないものであること。
- (3) 使用者に損傷を与えるおそれがないこと。
- (4) ロープの両端にそれぞれ最大使用者数(1 回で降下できる使用者の最大数をいう。以下同じ。)に相当する数の着用具を離脱しない方法で連結してあること。
- (5) ベルトは、ほつれが続けて生じないものであること。
- (6) ベルトは、最大使用荷重(緩降機を使用する場合において、当該緩降機に加えることのできる最大荷重で重量キログラムで表示したものをいう。)を最大使用者数で除して得た値に 6.5 を乗じて得た値に相当する引張荷重を加えて 5 分間保持した場合、破断又は著しい変形を生じないものであること。

3 試験項目として、落下衝撃降下試験、落下試験及び腐食試験が新たに定められたこと。(第 13 条から第 15 条)

4 その他所要の規定の整備が行われたこと。

第 2 緩降機の技術上の規格を定める省令の施行に伴う消防法施行令第 30 条第 2 項の技術上の基準に関する特例を定める省令について

平成 6 年 2 月 1 日において現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物に設置されている緩降機で、昭和 48 年 10 月 1 日以後平成 6 年 2 月 1 日前に型式承認を受けているもので今回の改正により型式承認が失効したものについては、昭和 48 年 10 月 1 日以後平成 6 年 2 月 1 日前の規格に適合しているものに限り、平成 6 年 2 月 1 日から起算して、5 年間使用できることとされたこと。

第 3 施行期日等

1 平成 6 年 2 月 1 日から施行することとされたこと。

2 緩降機の技術上の規格を定める省令の施行の際、現に日本消防検定協会又は自治大臣の指定する者の行う消防用機械器具等についての試験を申請している緩降機に係る試験については、なお従前の例によることとされたこと。

3 なお、技術上の規格に適合する消防用機械器具等を供用することができる日を定める件(自治省告示第 3 号)により、緩降機の技術上の規格を定める省令の規定による技術上の規格に適合する消防用機械器具等を供用することができる日が平成 6 年 8 月 1 日とされたこと。